

CARREL 社会保険労務士事務所

News

CARREL 社会保険労務士事務所

〒231-0004

横浜市中区元町 3-21-2 ヘリオス関内ビル 7F

TEL : 045-222-8270 / FAX : 045-222-8276

✉ info@carrel-yokohama.jp

http://www.carrel-yokohama.jp



1. 「労働時間削減」に関する各企業の取組事例

◆ワークライフバランスの実現に向けて

近年、企業にとって「ワークライフバランス」（仕事と生活の調和）の実現が大きな課題となっていますが、厚生労働省では、昨年12月に「仕事と生活の調和の実現に向けた取組事例」と題する、「所定外労働時間の削減」や「年次有給休暇の取得促進」などに関する企業（主に中小企業）の取組事例を公表しました。

ここでは、この取組事例の中から、所定外労働時間の削減に関する事例をご紹介しますので、参考にしてみてくださいはいかがでしょうか？

◆所定外労働時間の削減の事例

- (1) 所定の曜日を「ノー残業デー」とし、所定終業時刻の30分後に強制的に施錠するなど、取組を徹底した。（建設業）
- (2) 管理者・従業員双方による業務計画等の見直しを行い、時間外労働の必要性の有無の確認、事前の時間外労働申請の徹底を周知した。（建設業）
- (3) 業務改善に伴う超過勤務時間の減少による賃金の低下に対処するため、賃金の改定を行うとともに、一定の限度時間を超えた超過勤務があった従業員に対して、上司とともに「超過原因」を分析し、「改善方法」を考えさせるようにした。（製造業）
- (4) 業務に必要な知識を電子掲示板で可視化することで、業務に関する情報の共有化を図り、業務分担による情報の偏りをなくし、所定外労働の削減に努めた。（情報通信業）
- (5) 終業時刻の前後にまたがって開催していた定例の会議の所要時間を2時間から1時間半に短縮し、開始時刻も繰り上げ、終業時刻内に会議が終了するよう改善したほか、子育て中の従業員に時間外労働をさせないために午後4時から勤務する短時間勤務者を採用した。（卸売・小売業）
- (6) 所定外労働時間の状況と削減目標について、社長以下管理職のミーティングや朝礼にて報告を行い、部署ごとに上長から従業員に伝えるようにした。（卸売・小売業）
- (7) 各従業員の業務量を平準化させるため、業務量の多い従業員に対して、他の従業員を応援に向かわせるなどして、業務分担や人員配置の両面から所定外労働を必要としない業務体制になるように改善し、残業時間削減に結びつけた。（医療・福祉）
- (8) 残業を行う場合、所属長の承認をもらう申請書提出制度を導入したところ、時間外労働の集中部署、職種等が明確になり、業務配分や要員の見直しを的確に行うことができ、時間外労働の削減へとつながった。（医療・福祉）

任せていただく信頼に

しっかりお応えするのが

CARREL の“使命”です。

CARREL の6つの使命として

- ◇ 就業規則
- ◇ 人事諸規定
- ◇ 労務問題
- ◇ 採用・教育研修
- ◇ 行政調査
- ◇ 各種助成金

を考えています。

これらのお悩みを解決させて頂くことが、貴社の成長に貢献できる近道だと思っております。

～お気軽にご相談下さい～

プロフィール

官公庁・百貨店勤務を経て人材派遣会社へ入社。
人材派遣会社では約10年間、総務・人事、派遣コーディネーターなど多岐に渡る業務に従事。現在は、社労士実務だけでなく、資格学校や大学等にてメンタルヘルスや再就職支援等の講師を担当。



2月の税務と労務の手続き

1日

- ◇ 贈与税の申告受付始
＜3月15日まで＞ [税務署]

10日

- ◇ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- ◇ 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
[公共職業安定所]
- ◇ 労働保険一括有期事業開始届の提出＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞
[労働基準監督署]

15日

- ◇ 所得税の確定申告受付開始
＜3月15日まで＞ [税務署]

29日

- ◇ 固定資産税＜都市計画税＞の納付＜第4期分＞
[郵便局または銀行]
- ◇ 法人税の申告＜決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等について＞ [税務署]
- ◇ じん肺健康管理実施状況報告の提出 [労働基準監督署]
- ◇ 健保・厚生年金保険料の納付
[郵便局または銀行]
- ◇ 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- ◇ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
[公共職業安定所]

2. 再就職氷河期！

転職活動で苦戦する40代の現状

◆「バブル入社組」の40代の現実

不景気が続く中、リストラを余儀なくされた方々は、再就職活動で苦戦を強いられているようです。特に「バブル入社組」と言われる40代は、「再就職氷河期」に戸惑っているようです。

◆広がるリストラの対象年齢

総務省発表の「2010年労働力調査」によれば、「会社倒産・事業所閉鎖」「人員整理・勸奨退職」により離職した人の数は、30代で約16万人、40代で約18万人、50代で約18万人となっています。

2000年頃までは、リストラ対象の中心は50代でしたが、最近では、20～30代にまで対象年齢が広がっているため、特に40代の方は苦戦しているようです。

40代が転職市場で特に苦戦する理由として、次のことが挙げられています。

- (1) ポスト不足により管理職への昇格が遅れがちであった。
- (2) 「バブル入社」でキャリアが十分に身に付いていない場合がある。
- (3) 体力面や環境適応能力面で20～30代の若手に負けてしまう。

◆どのぐらいで再就職が決まっているか

40代は、子供の教育費などがかさむことが多いため、「とにかく早く再就職先を決めたい」という思いが強いようです。

しかし、離職後「半年以内」に再就職先が決まる人はわずか3割程度で、「1年以内」に決まる人が9割程度といった状況のようです。

◆再就職活動中に必要な心構え

就職活動が長期化すると、家庭内・夫婦仲が険悪になるケースが多く、厚生労働省の機関である人材銀行の専門員は、「家族も心配しているのですから、求職活動の状況を隠さずに話すなど、コミュニケーションを大切にしようがよいでしょう。平日はいつでも面接に応じられるように準備を行い、週末はすべてを忘れて過ごすなどのリズムも大切です」と助言しています。

また、別の専門家は、「グローバル化などの環境変化にもアンテナを張りめぐらしつつ、自分のキャリアを微調整し、必要な能力を高めていくような仕事習慣や生活習慣を維持していけば、リストラに強くなれます」と話しています。

2月の花歳時記

【節分】

2月3日は節分。「節分」は文字通り季節の分かれ目の意味で、本来は立春・立夏・立秋・立冬の前日を指していました。節分の「豆まき」は前年の邪気を祓うという意味や、鬼の目を打つ「魔目」や魔を減する「魔滅」から来るとも言われます。

最近では関西ではおなじみの「恵方巻き」が人気ですね。これは健康や商売繁盛を願い、その年の良い方角（恵方）に向かって、太巻きを丸ごと一本無言でかぶりつきます。食べ終える前にしゃべると福が逃げるそうです。

【立春】

節分の翌日が立春です。まださみさの厳しい頃ですが、立春と聞くと温かな春がすぐそこまで来ているような気分になりますね

